

集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書

2011年（平成23年）1月21日

日本弁護士連合会

意見の趣旨（本文の1～2頁）

- 1 う蝕（むし歯）予防のために、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等で実施されるフッ素洗口・塗布には、以下のような問題点が認められる。
 - (1) 安全性
フッ素洗口・塗布には、急性中毒・過敏症状の危険性があり、フッ素の暴露量、年齢、体質等によっては、歯のフッ素症（斑状歯）の危険性も否定できず、また、全身影響への懸念も払拭されていない。
 - (2) 有効性（予防効果）
フッ素洗口・塗布の有効性は、従前考えられてきたより低い可能性があるうえ、フッ素配合歯磨剤が普及している現状においては、フッ素洗口・塗布による併用効果にも疑問がある。
 - (3) 必要性・相当性
むし歯は、急性感染症ではないうえ、その予防方法はフッ素洗口・塗布以外にも様々あり、むし歯が減少している現状においては、学校保健活動上、集団的にフッ素洗口・塗布を実施する必要性・相当性には重大な疑問がある。
 - (4) 使用薬剤・安全管理等（実施上の安全性）
集団によるフッ素洗口では、試薬が使用される点で薬事法の趣旨・目的に反した違法行為が認められ、薬剤の保管、漱口液の調剤・管理、漱口の実施等が学校職員に一任されるなど、安全管理体制に問題があり、実施上の安全性も確保されていない。
 - (5) 追跡調査
有効性・安全性について、追跡調査がなされていないし、そもそも、学校等での集団フッ素洗口・塗布は、追跡調査が困難である。
 - (6) 環境汚染
集団によるフッ素洗口後の排水により、水質汚濁防止法・下水道法の排水規制違反など環境汚染のおそれがある。
- 2 このような問題点を踏まえると、集団フッ素洗口・塗布の必要性・合理性には重大な疑問があるにもかかわらず、行政等の組織的な推進施策の下、学校等で集団的に実施されており、それにより、個々人の自由な意思決定が阻害され、安全性・有効性・必要性等に関する否定的見解も情報提供されず、プライバシーも保護されないなど、自己決定権、知る権利及びプライバシー権が侵害されている状況が存在すると考えられるから、日本における集団によるフッ素洗口・塗布に関する政策遂行には違法の疑いがある。
- 3 よって、当連合会は、医薬品・化学物質に関する予防原則及び基本的人権の尊重の観点を踏まえ、厚生労働省、文部科学省、各地方自治体及び各学校等の長に対し、学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗布を中止するよう求める。

第11 結語（本文の33頁）

当連合会は、1981年（昭和56年）の意見書において、事実上の強制、薬剤管理、情報提供、追跡調査等の問題を指摘して改善措置を求めたが、何ら改善措置が図られないまま、ガイドライン等を契機に、政府及び自治体によって、集団フッ素洗口・塗布の普及推進が図られており、自己決定権、知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策遂行上の違法の疑いを放置することは、もはやできない。

よって、当連合会としては、上述の諸問題を踏まえ、医薬品・化学物質に関する予防原則、公衆衛生政策における基本的人権の尊重の観点を鑑み、集団フッ素洗口・塗布を中止することが相当と思料し、冒頭記載の意見を述べる次第である。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/110121.html>（全文）